

広島県分権改革推進審議会第16回小委員会資料

1 道州制における税財政制度のあり方	
・ 地方交付税制度を基本とした改革の課題	1
・ 経済団体における財政調整制度の主要論点	3
2 道州の拠点となる都市と州都のあり方	
・ 前回論点整理の修正	4
・ 中国地方各都市と他地域の中核都市の比較（修正）	6
3 道州と大都市の関係について	
・ 政令指定都市改革の議論	9
4 国の地方支分部局等のあり方	
・ 中間報告の課題整理	11
5 道州制に向けての今後の取組み	
・ 論点整理	13

【補足資料】 道州制における税財政制度のあり方

地方交付税制度を基本とした改革の課題

- 近時、財務省や経済界などから、地方交付税の財源保障機能を廃止すべき意見があるが、国が法令等で地方に対して義務付けている事務事業を実施するために必要な財源や地方への義務付けにかかわらず、国は地方自治体を国民国家として統合していくため、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う責務があることを、まず明確にすることが必要である。

(参考) ヨーロッパ地方自治憲章

第9条第1項 地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。

第2項 地方自治体の財源は、憲法及び法律によって付与された責務に相応するものでなければならない。

第3項 財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。

- 併せて、地方交付税が、地方自治体間の相互理解・協力に基づく地方が共有する固有財源であることを法律上明確に位置づけ、地方交付税特別会計に地方交付税の財源を国税収納整理資金から直入する制度に改めるとともに、地方交付税総額の決定や配分方法に関して、地方公共団体の意志を反映させる仕組みを強化することが必要である。
- また、税源移譲が進めば、交付税の原資が大幅に縮小することとなるが、今後、その総額をいかに確保するかが課題となる。こうした課題に対しては、地方税と地方交付税の合計額と国税の比率を、国と地方の行政任務に対応させるべく、現行の国税5税の法定率の見直し、あるいは現行の国税5税に加え、新たな交付税原資となる税目（例えば、相続税：15年度決算で約1.4兆円）を追加することや消費税と法人住民税の入れ替えを行い、偏在性の高い法人住民税を交付税原資とすることなどについて、検討を行う必要があるのではないか。

(参考) 地方交付税の原資となる国税5税の法定率

・所得税	32%	(4.5兆円)
・法人税	35.8%	(3.6兆円)
・消費税	29.5%	(2.9兆円)
・酒税	32%	(0.5兆円)
・たばこ税	25%	(0.2兆円)

※ () 内は各税収の15年度決算から交付税原資分を試算したもの

(参考)

【地方交付税原資の減少額】

(ケース1) 国庫補助負担金を3.2兆円廃止し、地方に3兆円の税源移譲(個人住民税)があった場合の交付税原資(15年度決算より試算)

【税源移譲前】

所得税総額: 13.9兆円 ⇒ 交付税原資分 4.4兆円 ($13.9 \times 32\%$)

【税源移譲後】

所得税総額: 10.9兆円 ⇒ 交付税原資分 3.5兆円 ($10.9 \times 32\%$)

交付税原資減少額 0.9兆円

(ケース2) 国庫補助負担金を9兆円廃止し、地方に8兆円(住民税 3兆円, 地方消費税 3.6兆円, 道路特定財源の地方譲与税化 1.4兆円)の税源移譲があった場合の交付税原資(15年度決算より試算)

【税源移譲前】

所得税総額: 13.9兆円 ⇒ 交付税原資 4.4兆円 ($13.9 \times 32\%$)

消費税総額: 9.7兆円 ⇒ 交付税原資 2.9兆円 ($9.7 \times 29.5\%$)

計 7.3兆円

【税源移譲後】

所得税総額: 10.9兆円 ⇒ 交付税原資 3.5兆円 ($10.9 \times 32\%$)

消費税総額: 6.1兆円 ⇒ 交付税原資 1.8兆円 ($6.1 \times 29.5\%$)

計 5.3兆円

交付税原資減少額 2.0兆円

- 地方交付税の原資となる税収の確保については、これまでの長期借入金の償還財源をはじめ、国全体の歳出に見合う安定した税収構造の構築の観点から、容易に解決できない課題を含んでいる。今後、少子・高齢化や人口減少時代を迎える中にあっては、更に厳しい財政環境が予想されることから、これまでの行政サービス水準のあり方を抜本的に見直し、行政コストの大幅な縮減とともに、国全体の歳出規模を抑制することが必要である。一方で、一定の行政サービスを引き続き提供していくためには、まずは、政策減税の廃止・縮減、将来的には、増税も視野に入れつつ適正な受益と負担の関係を構築する必要があるのではないか。

経済団体における財政調整制度の主要論点

団体名	名称・発表年月	概要
中部経済連合会	「道州制下における国と地方の税財政のあるべき姿」 (平成 16 年 7 月)	- 税源移譲 - 個人住民税の拡充 国税である個人所得税の比例税率分 10% 部分を個人住民税（所得割）に移譲 - 地方消費税の増税 現行の 1% から 11%（国の消費税と合わせると 15%）に増税 - 国庫補助金・国庫負担金の廃止 原則廃止 - 地方交付税の廃止 17 兆円規模の地方交付税を廃止 - 新たな財政調整制度の創設 6 兆円規模の地方調整基金を創設（従前の地方交付税と同じ機能） - 自治体間の水平的財政調整の実施（具体案は記載なし）
関西経済連合会	「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」 (平成 15 年 2 月)	- 税源移譲 個人住民税、地方消費税、事業税の拡充（これに見合う額を国税である所得税、法人税、消費税で減税） - 国庫補助金・国庫負担金の圧縮 - 地方交付税の廃止 - 新たな財政調整制度の創設 1 人当たり税収の格差のみに着目した自治体間の水平的財政調整制度の創設 - 個人住民税、地方消費税、事業税の 3 税を対象 3 税の税収が全国平均の 90% 未満の団体に補填率を定め交付 3 税の税収が全国平均以上の団体が拠出率を定め負担 - 地方交付税廃止の激変緩和措置 従前の地方交付税交付額の配分比率に応じた水平的財政調整を上記に加え実施（20 年間で段階的に縮減し廃止）
全国経済同友会	「地域主権確立への行財政改革の提言」 (平成 14 年 10 月)	- 税源移譲 個人住民税、地方消費税の拡充（現行地方交付税の法定率相当額の移譲） - 国庫補助金・国庫負担金の廃止、統合負担金の創設 - 国庫補助金・負担金は廃止 - 義務教育費などについて生徒数などの客観基準により標準的な費用を統合負担金として交付 - 地方交付税の廃止 - 新たな財政調整制度の創設 自治体間の水平的財政調整制度の創設 1 人当たり基準財政収入額（1 人当たり税収の 8 割相当）の全国平均を保障

道州の拠点となる都市と州都のあり方

1 道州（広域自治政府）の核となる国際的な魅力を備えた拠点都市圏の形成

国際競争力のある自立した地域ブロックを形成するためには、世界的なリーディング産業の集積、起業を促進する環境整備、国際的な人材の育成、魅力ある都市環境の整備などを進める必要がある。

「21世紀の国土のグランドデザイン」（第五次全国総合開発計画）によると、地域ブロックの中で核となる拠点都市圏として、まず、三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）があり、それに次ぐものとして、地方中枢都市圏が4つ（札幌、仙台、広島、福岡・北九州）位置づけられている。また、地方中枢都市圏に準ずる地方中核都市圏として位置づけられている新潟、金沢・富山、静岡・浜松、岡山・高松、松山、熊本、鹿児島、那覇などを合わせた12の都市圏を「地方中枢拠点都市圏」^{〔2頁参照〕}として、そのネットワークを重層的に形成し、わが国の広域国際交流圏の拠点として、国際交流機能を強化するとされている。

これらの大都市圏や地方中枢拠点都市圏が道州の牽引役として「成長の極」となり、拠点都市圏が発展すれば、その活動を支援する産業が拡大し、道州内にも効果が波及するなど、道州全体の牽引役を果たすことが期待される。

2 地方中枢都市圏の役割

4つの地方中枢都市圏はすべて政令指定都市であり、その上、企業の本社が多数立地するのみでなく、道府県庁舎や国の地方支分部局が多数存在するなど、ブロック内の業務機能や行政管理機能などが集中している。

また、都市の集積度を示す人口規模や都市政策を遂行する上での財政規模も地域ブロックの中で最も上位に位置し、地域ブロックを牽引する力を持った拠点都市圏の中心となる都市である。地方中枢都市圏は、国の地方支分部局だけでなく、東京本社に対する地域ブロック内の支社や支店が多数立地することから、支店経済型都市とも呼ばれている。また、地方中枢都市圏は支店経済構造と支店の立地に対応した高規格道路、高速鉄道、空港などの高速交通網の結節点となっていることから、支店の集積を高め、地域ブロック内での枢要な地位を占めてきた。

こうした都市システムは、交通網の整備と表裏一体の関係にあり、例えば、東京と地方を結ぶ航空路線の旅客数の上位5路線のうち、4路線が中枢拠点都市圏と東京を結ぶものである。（1位 東京～札幌、2位 東京～福岡、3位 東京～大阪、4位 東京～沖縄、5位 東京～広島）^{〔8頁参照〕}

地方中枢都市圏には、生産財や消費財などの卸機能、デパート、専門店街などの大規模な小売機能、大学・専門学校などの高等教育機能、専門病院などの

高次医療機能，研究所，技術センターなどの研究開発機能，各種スポーツの競技場やホール，劇場，プロ集団などのスポーツ・芸術文化機能など，ブロック全体に広く影響を及ぼす高次都市機能が多数集積している。

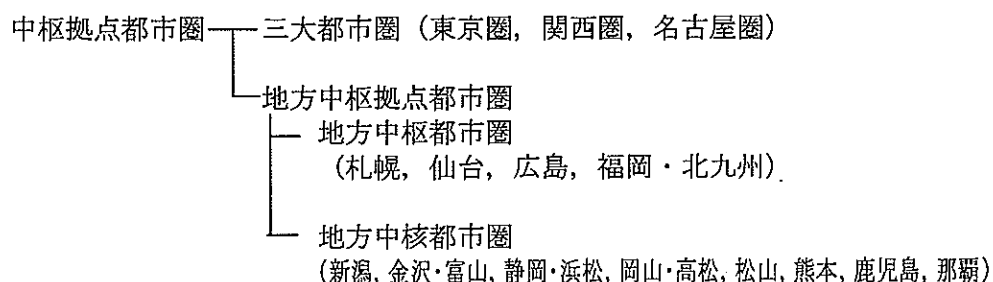
3 道州の拠点となる都市圏と州都としての課題

以上の点から，地方中枢都市圏は，道州が国際競争力のある自立した地域ブロックを形成する上で，最も重要な牽引役としての役割を期待されている。道州の州都は，このような実質的な牽引役としてのポテンシャルを有するとともに，国内外に対し道州を代表する都市として，国際的にも知名度を有し，道州の住民が州都として誇りをもちうるような都市であることが求められる。

州都にふさわしい都市あるいは都市圏として，①国の地方支分部局などの行政機能や企業の集積があること，②人，もの，情報の交流を促進するための空港，港湾などの国際的な交流基盤が整備されていること^{〔3・4頁 参考〕}，③地域ブロック内外の各都市を結ぶ高速交通ネットワークが整備されていること，^{〔5頁 参考〕}④高等教育機関や文化・スポーツ施設，大規模商業施設等の高次都市機能が集積していること，などの条件が掲げられるが，広島都市圏が道州の拠点として中心的役割を担っていくためには，東西方向の高速交通体系に対して，山陰方面への高速交通体系が脆弱であること，高速道路と広島市中心部を結ぶ高規格道路の整備が遅れていることなどの課題がある。また，高次都市機能の面でも，中国地方の中では最も高い集積を有しているが，札幌，仙台，福岡という他の地方中枢都市と比較すると，高次都市機能全体で相対的に低い集積を示し，特に文化サービス機能，学術研究機能，余暇関連サービス機能などの集積に課題が認められる。^{〔9頁～ 参考〕}

道州の州都として，地域ブロック内外の人々や企業から選ばれるためには，こうした課題を踏まえて，大学など学術研究機関，企業，行政などの産学連携を強化するとともに，高速交通ネットワークを中心としたハードや文化・余暇関連といったソフトの両面にわたるインフラを戦略的に整備することが重要であり，これまでの経済や都市機能の集積，歴史，文化などのストックを活かし，国際的にも魅力を持ち，世界に開かれた都市となるため，行政と民間が一体となって，その機能強化を進めていくべきである。

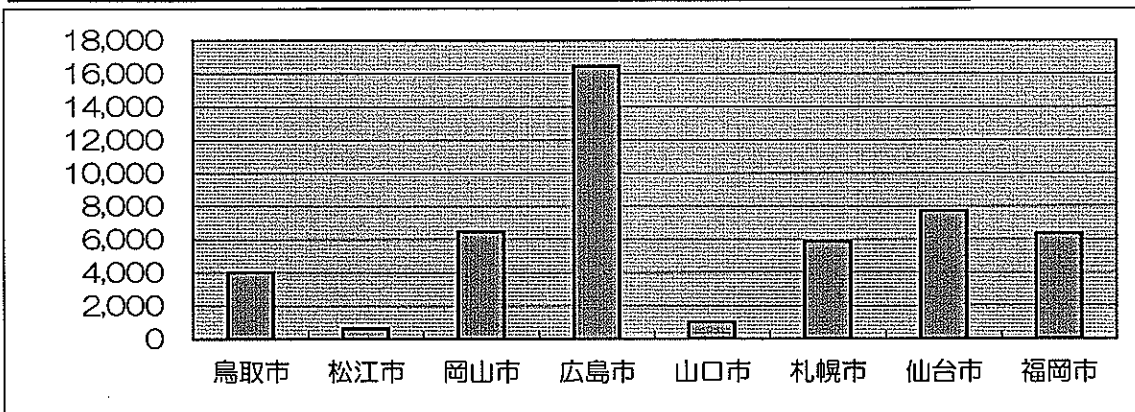
用語の整理（第五次全国総合開発計画より）



中国地方各都市と他地域の中核都市の比較

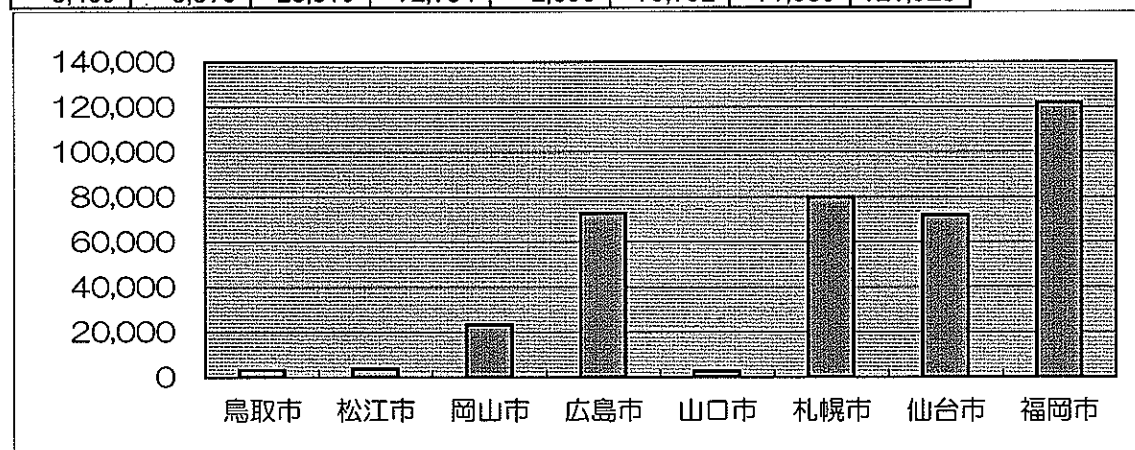
製造業年間出荷額等（２００２年，単位：億円）経済産業省「工業統計表」より

鳥取市	松江市	岡山市	広島市	山口市	札幌市	仙台市	福岡市
4,029	629	6,481	16,432	1,024	5,877	7,712	6,359



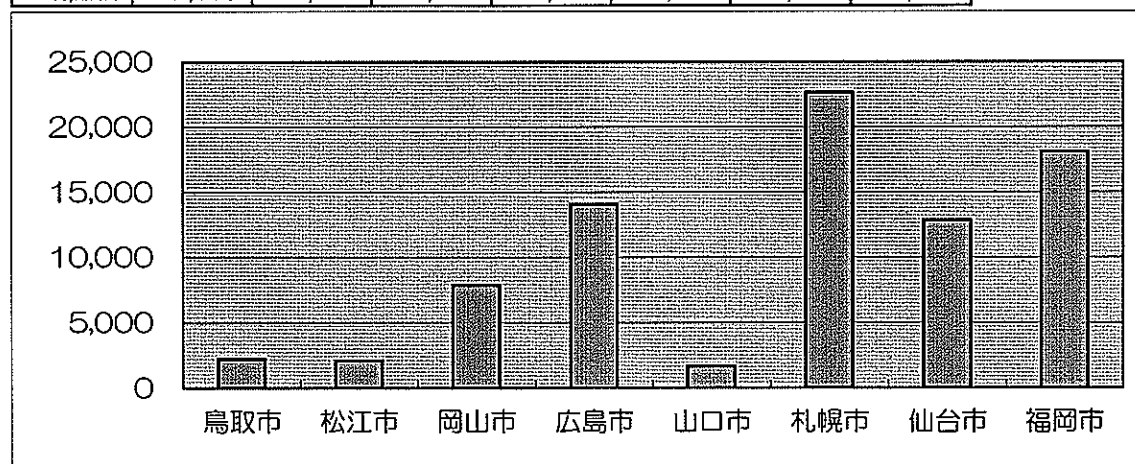
卸売年間販売額（２００２年，単位：億円）経済産業省「商業統計表」より

鳥取市	松江市	岡山市	広島市	山口市	札幌市	仙台市	福岡市
3,459	3,870	23,319	72,754	2,690	79,792	71,885	121,928



小売年間販売額（２００２年，単位：億円）経済産業省「商業統計表」より

鳥取市	松江市	岡山市	広島市	山口市	札幌市	仙台市	福岡市
2,222	2,115	7,883	14,080	1,666	22,637	12,830	18,089



訪日外国人旅行者の訪問地

'01(平13)年度

'02(平14)年度

順位	訪	問	地	訪問率 (%)
1	東		京	56.5
2	大		阪	25.2
3	京		都	15.8
4	神	奈	川	15.6
5	千		葉	11.2
6	愛		知	10.0
7	福		岡	7.3
8	兵		庫	5.5
9	奈		良	4.9
10	山		梨	4.2
11	広		島	3.8
12	長		崎	3.1
13	栃		木	3.0
14	沖		縄	3.0
15	北	海	道	2.7
16	静		岡	2.7
17	大		分	2.6
18	熊		本	2.3
19	長		野	2.2
20	茨		城	2.0
21	埼		玉	1.9
22	岐		阜	1.6
23	三		重	1.5
24	宮		城	1.2
25	鹿	児	島	1.2
26	群		馬	1.1
27	和	歌	山	1.1
28	新		潟	1.0
29	宮		崎	0.9
30	福		島	0.8
31	山		口	0.8

順位	訪	問	地	訪問率 (%)
1	東		京	52.7
2	大		阪	27.8
3	神	奈	川	15.6
4	京		都	14.7
5	千		葉	13.2
6	愛		知	11.2
7	北	海	道	9.1
8	福		岡	7.0
9	兵		庫	5.8
10	奈		良	5.2
11	山		梨	4.7
12	静		岡	3.9
13	沖		縄	3.6
14	広		島	3.2
15	長		崎	2.7
16	大		分	2.4
17	熊		本	2.2
18	埼		玉	2.1
19	長		野	2.0
20	岐		阜	1.9
21	茨		城	1.3
22	宮		城	1.1
23	栃		木	1.1
24	三		重	1.1
25	青		森	1.0
26	新		潟	0.9
27	和	歌	山	0.9
28	群		馬	0.8
29	岡		山	0.8
30	鹿	児	島	0.8

資料：国際観光振興機構（JNTO）「訪日外国人旅行者調査 2002－2003年」

USJは苦戦 健闘目立つ別府

を楽しむ人も拡大した。韓国ではゴルフ熱が高まっている。ゴルフ場れた札幌北広島プリンス

北海道でゴルフを楽しむため搭乗手続きをする韓国人観光客

客を歓迎する体制が、きちんとできていることが評価された」という。

県の植本護司観光・地域振興局長は「一次は市場ない」と嘆く。

台湾や香港の旅行会社が北海道や東北のキャンペーンに力を入れており、関心がこちらに向か

海に帰った後は加勢の施設を□□ミで広めてくれる」と期待する。

槇根が大きい上海」と秘
オ・ジャパン（USJ）
ユニバーサル・スタジオ
もソウルの十六位が最高
ツカー・Jチーム、大分

地方の観光地では大分県の別府温泉がソウルのチーム「上海申花」の親善試合を開催。これにあわせ上海のマスコミ関係市は結果について「残

▼調査の方法と属性
上
海、ソウル、香港、台北の
に、それぞれ10名ずつの計60名を
対象とした。

「客を招き、県内の観光地
を取材してもらった。
大型テーマパークでは
二〇〇一年と比較的最近
で、知名度もハウスステッ
ンな順位で満足に受け止
めたい」と話す。開業が

四都市の成人を五人、計二千人(男女同数)を対象に六月下旬から七月上旬にかけてインターネットで実施。対象者の年代は全体で見せつけた。台湾で回答の客が増える兆しもある

者の八割近くがTDLを「知っている」と答える。五十代以上は六・六%、親光地選定や名称は園など知名度は抜群だ。

土交通省の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」班衆に向けた「事前調査報告書」などを参考にした。調査業務は調査会社のインフオプラント（東京・中野）に委託した。

順位	ソウル		順位	香港		順位	台北		順位	上海	
1	東京	46.4	1	北海道	22.6	1	北海道	68.6	1	北海道	55.0
2	北海道	44.4	2	東京ディズニーランド	14.0	2	東京	34.2	2	東京	53.0
3	別府温泉	35.0	3	富士山	11.4	3	京都	25.2	3	富士山	44.
4	東京ディズニーランド	32.0	4	東京	11.0	4	東京ディズニーランド	18.6	4	東京ディズニーランド	29.0
4	富士山	32.0	4	沖縄	11.0	5	富士山	15.6	5	大阪	11.0
6	沖縄	15.4	6	仙台	10.4	6	沖縄	13.2	6	横浜	9.2
7	京都	11.0	7	伊豆	10.2	7	伊豆	10.8	7	京都	7.6
8	大阪	7.2	7	金沢	10.2	8	箱根	10.6	8	草津温泉	6.0
9	広島	7.0	9	大阪	10.0	9	軽井沢	9.4	9	伊豆	4.4
10	横浜	6.0	10	伊勢	8.8	10	大阪	8.8	10	神戸	4.0
11	福岡	5.2	11	京都	8.0	11	ハウステンボス	5.0	10	広島	4.0
12	道後温泉	5.0	12	軽井沢	7.6	12	奈良	4.4	12	蔵王温泉	3.6
13	ハウステンボス	4.8	13	高山	6.8	13	横浜	4.0	13	長崎	2.4
14	奈良	4.2	13	神戸	6.8	14	日光	3.2	14	長野	2.2
15	蔵王温泉	4.0	15	長野	6.6	14	別府温泉	3.2	15	沖縄	2.0
16	U S J	3.8	15	別府温泉	6.6	16	福岡	2.2	16	道後温泉	1.8
17	草津温泉	3.4	17	ハウステンボス	6.4	17	U S J	2.0	17	仙台	1.6
18	長野	3.0	18	U S J	6.2	17	阿蘇山	2.0	17	福岡	1.6
19	鹿野	2.8	19	越後湯沢	6.0	19	仙台	1.8	19	日光	1.4
20	阿蘇山	2.4	20	能登	5.6	19	那須高原	1.8	20	那須高原	1.2
21	長崎	2.2	20	長崎	5.6	19	広島	1.8	21	別府温泉	1.0
22	仙台	2.0	22	箱根	5.0	22	神戸	1.6	22	鎌倉	0.6
23	箱根	1.8	23	福岡	4.4	23	祇園	1.2	22	高山	0.6
23	宮崎シーガイア	1.8	24	蔵王温泉	4.0	24	蔵王温泉	1.0	24	志賀高原	0.4
25	下関	1.6	25	志賀高原	3.8	24	長野	1.0	24	越後湯沢	0.4
26	志賀高原	1.0	25	日光	3.8	24	宮崎シーガイア	1.0	24	金沢	0.4
26	那須高原	1.0	25	宮崎シーガイア	3.8	27	志賀高原	0.8	24	奈良	0.4
28	越後湯沢	0.8	28	広島	3.2	27	草津温泉	0.8	28	箱根	0.2
28	鎌倉	0.8	29	草津温泉	3.0	27	高山	0.8	28	伊勢	0.2
30	日光	0.6	30	那須高原	2.8	30	道後温泉	0.6	28	U S J	0.2
									28	下関	0.2
									28	宮崎シーガイア	0.2

(注) 東京は「浅草、秋葉原、銀座、六本木など」北海道は「札幌、函館、北海道のスキー場など」沖縄は「那覇、宮古島、石垣島など」伊豆は「熱海、伊東、下田など」と説明を入れた。

調査対象者の海外旅行体験の有無

■ ない □ 1~3回 □ 4~9回 ■ 10回以上

ソウル 上海 香港 台北

0 % 20 40 60 80 100

二、(実年齢問題) 若知多
くは六月下旬から七月上旬で奥
かけインターネットで実
施。対象者の年代は全体で
二二・三三・三六・三九・四
三・四六・四九・五二・五
五・五八・六〇・六三・六
六・六九・七二・七五・七
八・八一・八四・八七・九
〇・九三・九六・九八・一
〇〇・一〇三・一〇六・一〇
九・一一二・一一五・一一
八・一二一・一二四・一二
七・一三〇・一三三・一三
六・一三九・一四二・一四
五・一四八・一五一・一五
四・一五七・一六〇・一六
三・一六六・一六九・一七
二・一七五・一七八・一八
一・一八四・一八七・一九
〇・一九三・一九六・一九
九・二〇二・二〇五・二〇
八・二一一・二一四・二一
七・二二〇・二二三・二二
六・二二九・二三二・二三
五・二三八・二四一・二四
四・二四七・二五〇・二五
三・二五六・二五九・二六
二・二六五・二六八・二七
一・二七四・二七七・二八
〇・二八三・二八六・二八
九・二九二・二九五・二九
八・三〇一・三〇四・三〇
七・三一〇・三一三・三一
六・三一九・三二二・三二
五・三二八・三三一・三三
四・三三七・三四十・三三
七・三四十・三四三・三四
六・三四九・三五二・三五
五・三五八・三六一・三六
四・三六七・三七〇・三七
三・三七六・三七九・三八
二・三八五・三八八・三九
一・三九四・三九七・四〇
〇・四〇三・四〇六・四〇
九・四一二・四一五・四一
八・四二一・四二四・四二
七・四三〇・四三三・四三
六・四三九・四四二・四四
五・四四八・四五〇・四五
三・四五六・四五九・四六
二・四六五・四六八・四七
一・四七四・四七七・四八
〇・四八三・四八六・四八
九・四九二・四九五・四九
八・五〇一・五〇四・五〇
七・五〇九・五一三・五一
六・五一九・五二二・五二
五・五二八・五三一・五三
四・五三七・五三六・五三
九・五四二・五四五・五四
八・五五〇・五五三・五五
六・五五九・五六二・五六
五・五六八・五七一・五六
九・五七二・五七五・五七
八・五八〇・五八三・五八
六・五八九・五九二・五九
五・五九八・六〇一・六〇
四・六〇七・六一〇・六一
三・六一六・六一九・六二
二・六二五・六二八・六三
一・六三四・六三七・六三
六・六三九・六四二・六四
五・六四八・六五一・六五
四・六五七・六六〇・六六
三・六六六・六六九・六七
二・六七五・六七八・六七
九・六八二・六八五・六八
八・六九〇・六九三・六九
六・六九九・七〇二・七〇
五・七〇八・七一一・七一
四・七一七・七二〇・七二
三・七二六・七二九・七三
二・七三五・七三六・七三
九・七四二・七四五・七四
八・七五〇・七五三・七五
六・七五九・七六二・七六
五・七六八・七七一・七六
九・七七二・七七五・七七
八・七七九・七八二・七八
五・七八八・七八九・七八
二・七八五・七八八・七八
九・七八二・七八五・七八
八・七八九・七九二・七九
五・七九八・八〇一・八〇
四・八〇七・八一〇・八一
三・八一六・八一九・八二
二・八二五・八二八・八三
一・八三四・八三七・八三
六・八三九・八四二・八四
五・八四八・八五一・八五
四・八五七・八六〇・八六
三・八六六・八六九・八七
二・八七五・八七八・八七
九・八八二・八八五・八八
八・八八九・八九二・八九
五・八九八・九〇一・九〇
四・九〇七・九一〇・九一
三・九一六・九一九・九二
二・九二五・九二八・九三
一・九三四・九三七・九三
六・九三九・九四二・九四
五・九四八・九五〇・九五
三・九五六・九五九・九六
二・九六五・九六八・九七
一・九七四・九七七・九八
〇・九八三・九八六・九八
九・九九二・九九五・九九
八・九九九・一〇〇二・一〇
〇五・一〇〇八・一〇一一・一
〇一四・一〇一七・一〇二〇・一
〇二三・一〇二六・一〇二九・一
〇三二・一〇三五・一〇三八・一
〇四一・一〇四四・一〇四七・一
〇五〇・一〇五三・一〇五六・一
〇五九・一〇六二・一〇六五・一
〇六八・一〇七一・一〇七四・一
〇七七・一〇八〇・一〇八三・一
〇八六・一〇八九・一〇九二・一
〇九五・一〇九八・一一〇一・一
一一〇四・一一〇七・一一一〇・一
一一一三・一一一六・一一一九・一
一二〇二・一二〇五・一二〇八・一
二一一一・一二一四・一二一七・一
二二二〇・一二二三・一二二六・一
二二三〇・一二三三・一二三六・一
二三四〇・一二四三・一二四六・一
二四五〇・一二五三・一二五六・一
二五六〇・一二六三・一二六六・一
二六七〇・一二七三・一二七六・一
二七八〇・一二八三・一二八六・一
二八九〇・一二九三・一二九六・一
三〇〇〇・一三〇三・一三〇六・一
三〇一〇・一三一三・一三一六・一
三〇二〇・一三二三・一三二六・一
三〇三〇・一三三三・一三三六・一
三〇四〇・一三四三・一三四六・一
三〇五〇・一三五三・一三五六・一
三〇六〇・一三六三・一三六六・一
三〇七〇・一三七三・一三七六・一
三〇八〇・一三八三・一三八六・一
三〇九〇・一三九三・一三九六・一
三一〇〇・一四〇三・一四〇六・一
三一〇〇・一四一三・一四一六・一
三一〇〇・一四二三・一四二六・一
三一〇〇・一四三三・一四三六・一
三一〇〇・一四四三・一四四六・一
三一〇〇・一四五三・一四五六・一
三一〇〇・一四六三・一四六六・一
三一〇〇・一四七三・一四七六・一
三一〇〇・一四八三・一四八六・一
三一〇〇・一四九三・一四九六・一
三一〇〇・一五〇三・一五〇六・一
三一〇〇・一五一三・一五一六・一
三一〇〇・一五二三・一五二六・一
三一〇〇・一五三三・一五三六・一
三一〇〇・一五四三・一五四六・一
三一〇〇・一五五三・一五五六・一
三一〇〇・一五六三・一五六六・一
三一〇〇・一五七三・一五七六・一
三一〇〇・一五八三・一五八六・一
三一〇〇・一五九三・一五九六・一
三一〇〇・一六〇三・一六〇六・一
三一〇〇・一六一三・一六一六・一
三一〇〇・一六二三・一六二六・一
三一〇〇・一六三三・一六三六・一
三一〇〇・一六四三・一六四六・一
三一〇〇・一六五三・一六五六・一
三一〇〇・一六六三・一六六六・一
三一〇〇・一六七三・一六七六・一
三一〇〇・一六八三・一六八六・一
三一〇〇・一六九三・一六九六・一
三一〇〇・一七〇三・一七〇六・一
三一〇〇・一七一三・一七一六・一
三一〇〇・一七二三・一七二六・一
三一〇〇・一七三三・一七三六・一
三一〇〇・一七四三・一七四六・一
三一〇〇・一七五三・一七五六・一
三一〇〇・一七六三・一七六六・一
三一〇〇・一七七三・一七七六・一
三一〇〇・一七八三・一七八六・一
三一〇〇・一七九三・一七九六・一
三一〇〇・一八〇三・一八〇六・一
三一〇〇・一八一三・一八一六・一
三一〇〇・一八二三・一八二六・一
三一〇〇・一八三三・一八三六・一
三一〇〇・一八四三・一八四六・一
三一〇〇・一八五三・一八五六・一
三一〇〇・一八六三・一八六六・一
三一〇〇・一八七三・一八七六・一
三一〇〇・一八八三・一八八六・一
三一〇〇・一八九三・一八九六・一
三一〇〇・一九〇三・一九〇六・一
三一〇〇・一九一三・一九一六・一
三一〇〇・一九二三・一九二六・一
三一〇〇・一九三三・一九三六・一
三一〇〇・一九四三・一九四六・一
三一〇〇・一九五三・一九五六・一
三一〇〇・一九六三・一九六六・一
三一〇〇・一九七三・一九七六・一
三一〇〇・一九八三・一九八六・一
三一〇〇・一九九三・一九九六・一
三一〇〇・二〇〇三・二〇〇六・一
三一〇〇・二〇一三・二〇一六・一
三一〇〇・二〇二三・二〇二六・一
三一〇〇・二〇三三・二〇三六・一
三一〇〇・二〇四三・二〇四六・一
三一〇〇・二〇五三・二〇五六・一
三一〇〇・二〇六三・二〇六六・一
三一〇〇・二〇七三・二〇七六・一
三一〇〇・二〇八三・二〇八六・一
三一〇〇・二〇九三・二〇九六・一
三一〇〇・二一〇三・二一〇六・一
三一〇〇・二一一三・二一一六・一
三一〇〇・二一二三・二一二六・一
三一〇〇・二一三三・二一三六・一
三一〇〇・二一四三・二一四六・一
三一〇〇・二一五三・二一五六・一
三一〇〇・二一六三・二一六六・一
三一〇〇・二一七三・二一七六・一
三一〇〇・二一八三・二一八六・一
三一〇〇・二一九三・二一九六・一
三一〇〇・二二〇三・二二〇六・一
三一〇〇・二二一三・二二一六・一
三一〇〇・二二二三・二二二六・一
三一〇〇・二二三三・二二三六・一
三一〇〇・二二四三・二二四六・一
三一〇〇・二二五三・二二五六・一
三一〇〇・二二六三・二二六六・一
三一〇〇・二二七三・二二七六・一
三一〇〇・二二八三・二二八六・一
三一〇〇・二二九三・二二九六・一
三一〇〇・二三〇三・二三〇六・一
三一〇〇・二三一三・二三一六・一
三一〇〇・二三二三・二三二六・一
三一〇〇・二三三三・二三三六・一
三一〇〇・二三四三・二三四六・一
三一〇〇・二三五三・二三五六・一
三一〇〇・二三六三・二三六六・一
三一〇〇・二三七三・二三七六・一
三一〇〇・二三八三・二三八六・一
三一〇〇・二三九三・二三九六・一
三一〇〇・二四〇三・二四〇六・一
三一〇

香港では二位、残りの三都市で四位と高い人気を見せつけた。台湾で回答者の八割近くが「YES」を「知っている」と答えるなど知名度は抜群だ。

が輝いているとみられる。最近ではアジアからの客が増える兆しもあるが、まず知名度を高めるためのマーケティング策を練ることが重要だ。

【補足資料】 道州と大都市の関係について

■ 政令指定都市改革として、一般都市化の議論

大都市としての特例や固有の制度は設けず、一般市と同様の基礎自治体とする考え方。一般都市化の過程で、現在の政令指定都市を分割する可能性もあることから、何らかの広域行政と組み合わせる必要性が生じる場合がある。

1 完全基礎自治体化

- 関西経済連合会は、2003年2月に提言を発表（別紙参考）し、この提言は、わが国の未曾有の経済危機の根本原因の一つは過度の中央集権体制にあるとして、中央集権体制を打破し、そのあかつきに関西が目指すべき地域づくりを今から準備する趣旨で策定されたものである。
- それによると、現行の大都市特例制度は廃止し、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村という基礎自治体の事実上のランク付けをなくし、すべての基礎自治体に現在の政令指定都市並みの権限を与える。財政的・人材的に自立が難しいところでは、住民の意思に基づき自主合併をしてもよいし、合併を望まない市町村は共同体としての「郡」を創設してもよい。関西経済連合会の提言は、特例にしろ固有にしろ都市ランク付けの廃止と事務・権限の拡充を内容としている。

2 都制度

- 政令指定都市は、都市として大きすぎ、住民自治からみて弊害があるという欠陥がある。それならば、政令指定都市を分割し基礎自治体の規模を小さくしてはどうか。都制度を採用すれば、特別区の設置という問題が発生する。政令指定都市の市域では区を特別区にすることが当然考えられる。
- 大阪府は、2001年9月に「大阪都構想」を提案。「大阪都構想」を東京都を例に類推すると以下のようになると思われる。
 - ① 東京23区のように大阪市の24区をそれぞれ独立させ、特別区とする。
 - ② それぞれの区は、公選の区長と区議会議員を持つ。
 - ③ これまで大阪市の本庁部局でおこなっていた事務のほとんどは特別区に分割・移管される。
 - ④ 一部の事務は都がおこなったり特別区間の調整が必要となる。（例：上下水道、ごみ処理など）
 - ⑤ 財政制度は、東京都特別区のような都区財政調整制度のような何らかの財源調整が必要となる。
 - ⑥ 大阪都は、大阪府の業務と特別区に移管されなかった大阪市の業務をおこなうことになる。

【出典：「政令指定都市・中核市と合併」 初村尤而（自治体研究社）】

(別紙)

関西経済連合会「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」
(2003年2月)

＜論旨＞

2 国に求める制度改革

(3) 選択肢の多いフレキシブルな地方制度への変革

③ 基礎自治体と広域自治体との事務配分の自由化

- ・ 現行の都道府県と市町村との重複行政や棲み分け行政が行政の非効率を招いていることを考えれば、市町村と都道府県との事務配分を直ちに直すことも緊急の課題である。
- ・ 都道府県の「補完的事務」は、一般的な市町村が処理することは適当でないとして都道府県的事務に配分しておきながら、他方で市町村の規模及び能力を国が判断し、それに応じて特例的に市町村による事務処理を認めるという方法をとっており、地方分権の趣旨に反する。

ア 基礎自治体と広域自治体の事務配分

- ・ 基礎自治体と広域自治体との事務配分は地域によって多少の差があってもよく、国が一律に決める必然性はない。
- ・ 両者が対等・協力の関係において協議・交渉し地域ごとに判断すればよく、少なくとも、基礎自治体の規模・能力を国が判断して事務配分の特例を全国一律に適用することはやめるべきである。

イ 事務配分における市町村区分、大都市特例の廃止

- ・ そもそも人口を要件として基礎自治体を序列化する必要はない。
- ・ 大都市特例は、中央集権体制のもとでは必要であったかもしれないが、財政責任を伴う地方分権体制のもとで意味がなくなる。
- ・ 基礎自治体は大都市から小規模な村まで、いずれも「住民のニーズにあった豊かな暮らしを実現」するための行政を行う能力を備えるべきもの。
- ・ 特例市、中核市、政令指定都市といった区分はもとより、人口を要件とする市・町・村の区別も地域によっては無くすことができるようにすべきである。

【補足資料】国の地方支分部局等のあり方（中間報告の課題整理）

1 国税局について

- 国の専管事項である国税徴収にあたっては、国が直接実施することが適当と考えるか。
- 一方で、主要税目について国税と地方税の課税ベースが重複していることから、徴税コストを削減する観点から、道州（あるいは、独立した徴税組織）において一体的な徴税を行うべきではないか。

【参考：橋本行革における行政改革会議中間報告（平成9年9月3日）】（抜粋）

- ・ 国税庁については、徴税における中立性・公平性の確保の必要性に鑑み、また、税制の簡素化、地方徴税収機構との一元化に向けて、これを大蔵省から切り離した組織（行政委員会とすることを含む）とすべきであるとの考え方もあるが、他方、地方自治との関係等を問題とする見解もあるので、この点については、今後、真剣に検討することとする。

（行政改革会議第26回議事概要から）

- ・ 地方税の徴収機能は、自治体によって格差があるが、職員が税に習熟していないため非効率であり、徴収を国税と一体で行えるようにすれば効率的である上、地方は数万人単位で職員を減らすこともできる。しかし、国税庁が大蔵省の外局であれば、そこが地方税まで集めることの説明が付きにくいということから分離を考えたほうがよい。

2 税関及び入国管理局、海上保安本部、公安調査局について

- 税関は、国家存立に関わる外交通商政策とも密接に係わっていることから、引き続き、国が行うこととするか。
- 入国管理局、公安調査局については、国際犯罪や大規模テロ対策など国家的な治安の強化の観点から、引き続き、国が行うこととするか。
- 海上保安本部は、国家存立に関わる領海内の安全確保や保全を担っていることから、引き続き、国が行うこととするか。

【参考：橋本行革における行政改革会議】

（行政改革会議第26回議事概要から）

- ・ 警察、海上保安庁、麻薬取締をひとまとめにするべき提案に対して、①海上保安庁は全国11の管区海上保安本部を有し、多数の船舶を擁する組織であり、都道府県警察とは簡単に接合しない。②海の上には県境が作れないため、海上保安庁は海の特異性に着目した効率的な組織を構成している。
- ・ 警察は国民の身体、生命、財産の保護を目的としており、海上保安庁もその目的の中に入るのではないか。

【参考資料】国の地方支分部局等のあり方

＜広島県分権改革推進審議会中間報告＞

【道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会	・管区警察局, 府県通信部 ・地方事務所
総務省	・管区行政評価局 ・総合通信局
法務省	・法務局, 地方法務局 ・地方入国管理局
公安調査庁	・公安調査局
財務省	・財務局 ・税関
国税庁	・国税局
厚生労働省	・地方厚生局 ・検疫所
社会保険庁	・都道府県労働局 ・地方社会保険事務局
農林水産省 林野庁 水産庁	・地方農政局, 地方農政事務所 ・森林管理局 ・漁業調整事務所
経済産業省	・経済産業局 ・鉱山保安監督部
国土交通省	・地方整備局 ・地方運輸局 ・地方航空局
気象庁 海上保安庁	・管区气象台, 地方气象台 ・管区海上保安本部
環境省	・自然保護事務所

【道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
内閣府 防衛施設庁	・防衛施設局
法務省	・矯正管区 ・地方更正保護委員会, 保護観察所
国土交通省	・航空交通管制部 ・管区交通管制部

＜北海道道州制特区にむけた提案（北海道作成）＞

【北海道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
総務省	・総合通信局
財務省	・財務局
国税庁	・国税局
厚生労働省	・地方厚生局 ・都道府県労働局
農林水産省 林野庁	・地方農政事務所 ・森林管理局
経済産業省	・経済産業局
国土交通省	・北海道開発局（※） ・地方運輸局
環境省	・自然保護事務所（東・西）

※ 北海道では、地方整備局、地方農政局が総合的・一体的に実施
北海道開発局が総合的・一体的に実施

【北海道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会 防衛施設庁	・警察通信部 ・地方事務所 ・防衛施設局
総務省	・管区行政評価局
法務省	・矯正管区 ・地方更正保護委員会, 保護観察所 ・法務局, 地方法務局 ・地方入国管理局 ・公安調査局
公安調査庁	・税関
財務省	・検疫所
厚生労働省 社会保険庁	・地方社会保険事務局
農林水産省 水産庁	・漁業調整事務所
経済産業省	・鉱山保安監督部
国土交通省 気象庁 海上保安庁	・航空交通管制部 ・管区气象台, 地方气象台 ・管区海上保安本部

※ 北海道では管区警察局はない。

＜自民党道州制推進議員連盟による検討案＞

【北海道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
総務省	・管区行政評価局 ・総合通信局
法務省	・矯正管区 ・地方更正保護委員会, 保護観察所 ・法務局, 地方法務局 ・地方入国管理局 ・公安調査局
公安調査庁	・財務局 ・税関
財務省	・国税局
厚生労働省	・地方厚生局 ・検疫所 ・都道府県労働局 ・地方社会保険事務局
社会保険庁	・地方農政事務所 ・森林管理局 ・漁業調整事務所
農林水産省 林野庁 水産庁	・経済産業局 ・鉱山保安監督部
経済産業省	・北海道開発局 ・地方運輸局 ・管区海上保安本部
国土交通省	・自然保護事務所（東・西）
海上保安庁	
環境省	

【北海道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会 防衛施設庁	・警察通信部 ・地方事務所 ・防衛施設局
国土交通省 気象庁	・航空交通管制部 ・管区气象台, 地方气象台

道州制に向けての今後の取組み

1 道州制の実現までに取り組むべき課題

道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹に関わる問題であり、国民への十分な説明と合意形成の下で、国の法律によって制度や設置手続きが定められるべきであるが、道州制が実現するまでの間においても、①県から基礎自治体への事務・権限の移譲、②現行の体制の下での国から地方への事務・権限の移譲、③自立した地域ブロック形成に向けた取組み、④道州制において広島県あるいは広島都市圏が中心的な役割を担うための取組み、⑤道州制に向けた住民説明、機運の醸成など、地方において自主的に取り組むべき課題は多く、県として、県内外の自治体や経済界などとも協力し、積極的に取り組む必要がある。

2 事務・権限の移譲

国・県・基礎自治体の役割を見直し、できるだけ住民に身近な自治体で身近な行政を実施することができるよう、国や県からの事務・権限の移譲を進める必要がある。

県から基礎自治体への移譲については、具体的な検討を行い実施段階に進みつつあるが、国から県への移譲についても、積極的な国への働きかけが必要である。

国の役割を外交、防衛など国が本来果たすべき役割に限定すれば、現在、国の地方支分部局で実施している事務の多くは、道州制を前提としなくても、現行の都道府県で実施可能なものが多い。

既に、県内完結国道や一級河川の管理、職業安定業務など具体的な提案を行っているが、道州制に向けた先導的、モデル的な取組みとして、さらに積極的な取組みを行う必要がある。

3 自立した地域ブロック形成に向けた取組み

地域ブロック内の諸資源、諸施設を活用し、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開しうる自立した圏域を作り上げることによって、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていくということが、道州制の意義・目的の一つとして掲げられるが、このような中国5県の地域ブロックとしての一体的な取組みは、道州制が実施されるまでの間においても、地域の発展を図る上でも重要であり、道州制に向けて地域ブロックによる取組みの効果をアピールする上でも目に見える施策の実施

が必要である。

具体的には、①ブロック内の産業集積や地域の個性を総合化した広域的な産業政策、②ブロック内の学術研究機能を活用した産学官連携、③内外から観光客を誘致できる広域観光の推進、④ブロック内の諸施設を利用した国内外との物流効率化や国際貿易戦略など、地域の活性化のために、地域ブロック全体でどのような施策に取り組むべきか、道州制を視野に、中国地方各県と連携して研究し、先導的な取組みを進めるべきである。

4 中枢拠点性の向上、都市圏の魅力づくりに向けた取組み

中国地方の中で最も高い中枢拠点性を有し、国内外における知名度も高い広島都市圏が、道州を代表する都市として、内外の人や企業から選ばれるためには、都市圏の中枢拠点性をさらに向上させるとともに、人や企業を惹きつける魅力づくりに取り組まなければならない。

中枢拠点性の向上策として、ブロック内外からのアクセス、とりわけブロック内のアクセスの確保は、ブロック内の各地域が連携する上でも、道州の州都がその機能を適切に発揮する上でも欠かすことができない。

航空面では、ブロック内の各空港からブロック拠点空港である広島空港を活用して、海外の都市や国内の他都市、広島市へのアクセスを容易にする、道路交通面では、高速道路の整備や都市間高速バスを充実するなど、道州制を視野に、広島市と他の都市を結ぶ高速交通体系の機能強化をより一層推進する必要がある。

また、広島都市圏に不足している高次都市機能や既存の魅力として伸ばしていくべき長所などを分析し、札幌、仙台、福岡といった国内の他の中枢都市圏だけでなく、外国の州都なども参考にしながら、広島都市圏の中枢拠点性の向上、魅力づくりに取り組まなければならない。

5 道州制に向けた機運の醸成

道州制の導入については、国、地方行政関係者のみに関わる課題ではなく、住民の十分な理解とコンセンサスが重要である。そのためには、明治以来続いてきた都道府県制度を変革することによって、住民や企業がどのようなメリットを享受することができるのか、道州制の実現によってどのような地域ブロックの発展を目指すのかを示すことができれば、十分な理解を得ることはできない。

今後は、道州制の意義、目的や具体的なメリットについて住民に説明するとともに、県内外の関係自治体や企業と連携した地域ブロック形成への取組みや中枢拠点性向上に向けた取組みを進めていくことを通じて、地域ブロッ

ク全体で道州制に向けた機運の醸成を図っていく必要がある。

このため、関係自治体を含む検討組織や経済界との連携組織など強力な推進体制を設けるとともに、直接、住民の理解を得るための工夫もする必要がある。

5 その他

道州制の実施に向けては、現在、国の第28次地方制度調査会で具体的な議論がされているほか、北海道をモデルとした道州制特区も検討されている。国における今後の検討にできるだけ広島県の考え方が反映されるよう、道州制の下での税財政制度、議会制度、大都市制度など、さらに専門的な研究を進め、制度のあり方を明らかにしていく必要がある。